

富士河口湖町
通学路交通安全プログラム

平成26年7月

富士河口湖町教育委員会

富士河口湖町通学路安全推進連絡会

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で児童等が死傷する痛ましい事故が相次いで発生したことから、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し関係機関が連携して、通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう依頼がありました。それを受け、同年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。今後も、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続し、子どもたちの登下校時の安全・安心確保のため、「富士河口湖町通学路交通安全プログラム」を策定するものであります。

2. 通学路安全推進連絡会の設置

安全対策について関係機関と連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進連絡会」を設置します。(令和4年度一部変更)

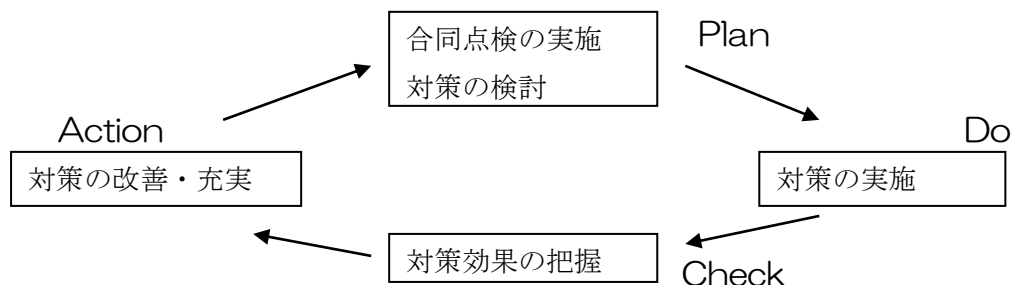
- ・国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所
- ・富士・東部建設事務所吉田支所 道路課
- ・富士吉田警察署交通課
- ・船津小学校 通学路担当
- ・大石小学校 通学路担当
- ・勝山小学校 通学路担当
- ・大嵐小学校 通学路担当
- ・富士河口湖町地域防災課
- ・富士河口湖町教育委員会
- ・小立小学校 通学路担当
- ・河口小学校 通学路担当
- ・西浜小学校 通学路担当
- ・富士豊茂小学校 通学路担当
- ・富士河口湖町都市整備課

2. 取組方針

(1) 基本的な考え方

本町の通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善に取り組みます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- ・ 町内の小学校の通学路を年 1 回、合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、毎年 6 月から 8 月に行います。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進連絡会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

- ・ 小学校ごとに、学校関係、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、看板設置や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小学校を通じて、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

3. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、各関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」「対策箇所図」を作成し、公表します。